

ワイヤレス人材育成のための アマチュア無線アドバイザーボード(第3回)

令和4年3月23日(水)13:00~15:00

場所:WEB会議

議事次第

1. 開会
2. 議事
 - (1) アマチュア無線を始めやすくする(始めてもらう)について
3. 閉会



制度の現状等について

(アマチュア無線を始めやすくする 関係)

令和4年3月23日

総務省総合通信基盤局電波部

1-1①. 養成課程について

- 無線従事者資格を取得する方法としては、①国家試験に合格、②総務大臣が認定した養成課程を修了、③学校で無線通信に関する科目を修めて卒業、④有資格者が一定の業務経歴を取得した上で総務大臣が認定した講習課程を修了、が存在する。
- 上記③及び④は業務用の資格のみが対象となっていることから、アマチュア無線技士資格を取得するためには、上記②の養成課程の修了は、国家試験に合格することに並ぶ取得方法となっている。
- 養成課程は、無線従事者として必要な知識及び技能を養うことを目標としており、修了試験でそれらの修得状況が確認できた者は、国家試験の合格者等に等しく免許を受けることができるとしている。

1. 養成課程の対象資格

第三級及び第四級海上無線通信士、第一級～第三級海上特殊無線技士、レーダー級海上特殊無線技士、航空無線通信士、航空特殊無線技士、第一級～第三級陸上特殊無線技士、国内電信級陸上特殊無線技士、第二級～第四級アマチュア無線技士

2. アマチュア資格に係る養成課程の実施状況

	令和元年度				令和2年度			
	実施件数	受講者数	修了者数	修了率	実施件数	受講者数	修了者数	修了率
二アマ	5	638	503	78.8%	5	847	694	81.9%
三アマ	146	3,725	3,569	95.8%	129	4,282	4,019	93.9%
四アマ	289	8,473	8,335	98.4%	257	7,331	7,198	98.2%

【参考】国家試験（令和2年度）

申請者数	受験者数	合格者数	合格率
1,076	570	306	53.7%
1,793	1,305	1,061	81.3%
2,349	1,697	1,392	82.0%

3. アマチュア資格に係る養成課程の受講料

総務大臣が認定した養成課程を実施する者が、それぞれ任意に設定している。
（第四級アマチュア無線技士の認定養成課程について、実施団体及び受講料の例は次頁のとおり。）

【参考】国家試験手数料

二アマ：7,800円
三アマ：5,400円
四アマ：5,100円

1-1②. 養成課程について

- アマチュア無線従事者の養成課程（講習会形式）は、各地で様々な民間団体が参入して、各団体の創意工夫を生かした取組が行われている。また、受講料についても各団体がそれぞれ任意に設定している。

○主な養成課程の実施団体等（第四級アマチュア無線技士）

実施団体	受講料		
一般財団法人日本アマチュア無線振興協会	一般（19歳以上）	21,400円	(23,150円)
	18歳以下	8,100円	(9,850円)
株式会社キューシーキュー企画	一般	19,750円	(21,500円)
	20歳未満	12,050円	(13,800円)
	16歳未満	9,450円	(11,200円)
株式会社ラジオテック	—	9,000円	(10,750円)
	学割（18歳未満）	6,000円	(7,750円)
NPO法人ラジオ少年	19歳以上	15,000円	(16,750円)
	19歳未満	1,000円	(2,750円)

※()は、無線従事者免許申請手数料(1,750円)を含む金額。

1-2. 養成課程の受講時間について

- 養成課程において養成しようとする無線従事者の資格の別に応じ、授業科目及び授業時間数は無線従事者規則（平成2年郵政省令第18号）別表第6号において下記のとおり定められている。
（また、養成課程の実施要領、養成課程の終了の際に行う試験（修了試験）の実施等が告示で定められているほか、電気通信術以外の授業科目の授業においては、総務大臣が告示する標準教科書又はこれと同等以上の内容を有する教科書を原則使用する必要がある。）

無線従事者規則別表第6号（第21条関係）

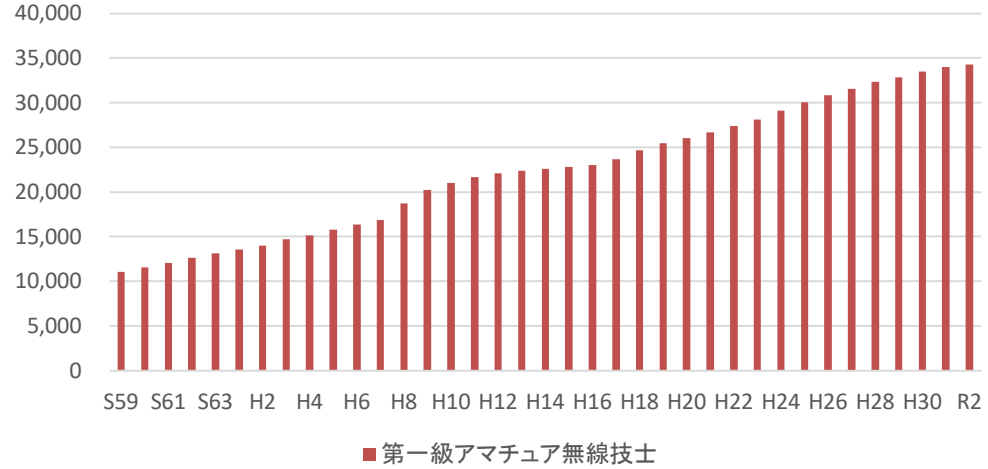
養成課程の種別	授業科目	授業時間（注）
第三級海上無線通信士の養成課程	無線工学	十時間以上
	電気通信術	十三時間以上
	法規	四十九時間以上
	英語	八十二時間以上
第四級海上無線通信士の養成課程	無線工学	四十五時間以上
	法規	四十三時間以上
第一級海上特殊無線技士の養成課程	無線工学	六時間以上
	電気通信術	二時間以上
	法規	九時間以上
	英語	二十二時間以上
第二級海上特殊無線技士の養成課程	無線工学	五時間以上
	法規	八時間以上
第三級海上特殊無線技士の養成課程	無線工学	二時間以上
	法規	四時間以上
レーダー級海上特殊無線技士の養成課程	無線工学	二時間以上
	法規	三時間以上
航空無線通信士の養成課程	無線工学	二十三時間以上
	電気通信術	二時間以上
	法規	二十五時間以上
	英語	五十時間以上

航空特殊無線技士の養成課程	無線工学	五時間以上
	電気通信術	二時間以上
	法規	十一時間以上
第一級陸上特殊無線技士の養成課程	無線工学	四十八時間以上
	法規	六時間以上
第二級陸上特殊無線技士の養成課程	無線工学	四時間以上
	法規	五時間以上
第三級陸上特殊無線技士の養成課程	無線工学	二時間以上
	法規	四時間以上
国内電信級陸上特殊無線技士の養成課程	電気通信術	二百時間以上
	法規	五時間以上
第二級アマチュア無線技士の養成課程	無線工学	三十五時間以上
	法規	二十七時間以上
第三級アマチュア無線技士の養成課程	無線工学	六時間以上
	法規	十時間以上
第四級アマチュア無線技士の養成課程	無線工学	四時間以上
	法規	六時間以上

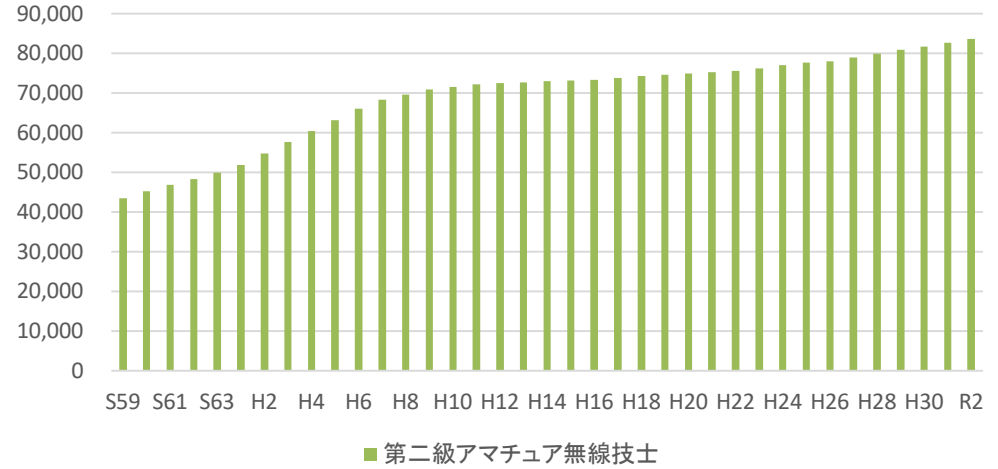
※ 随時受講型授業にあつては、同時受講型授業に相当する教育効果が得られる授業時間とする。

1 参考資料. アマチュア無線技士免許取得者数の推移(昭和59年度以降)①

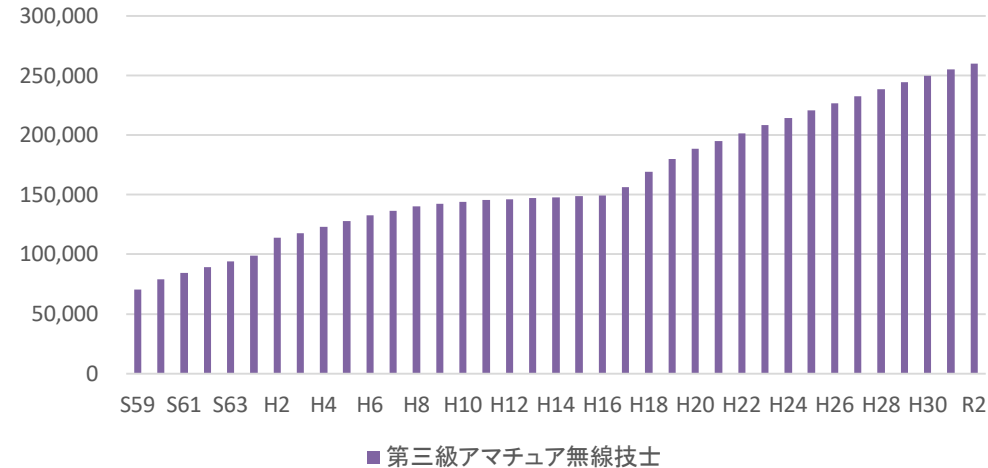
第一級アマチュア無線技士



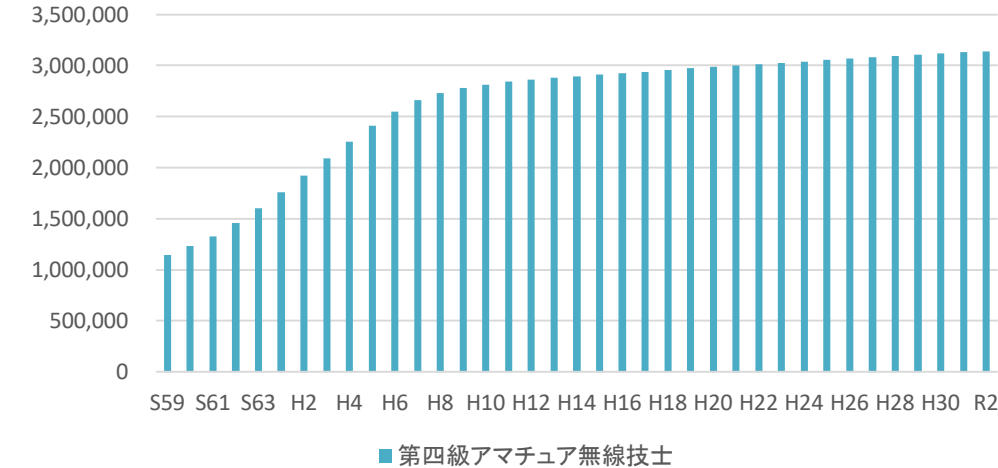
第二級アマチュア無線技士



第三級アマチュア無線技士

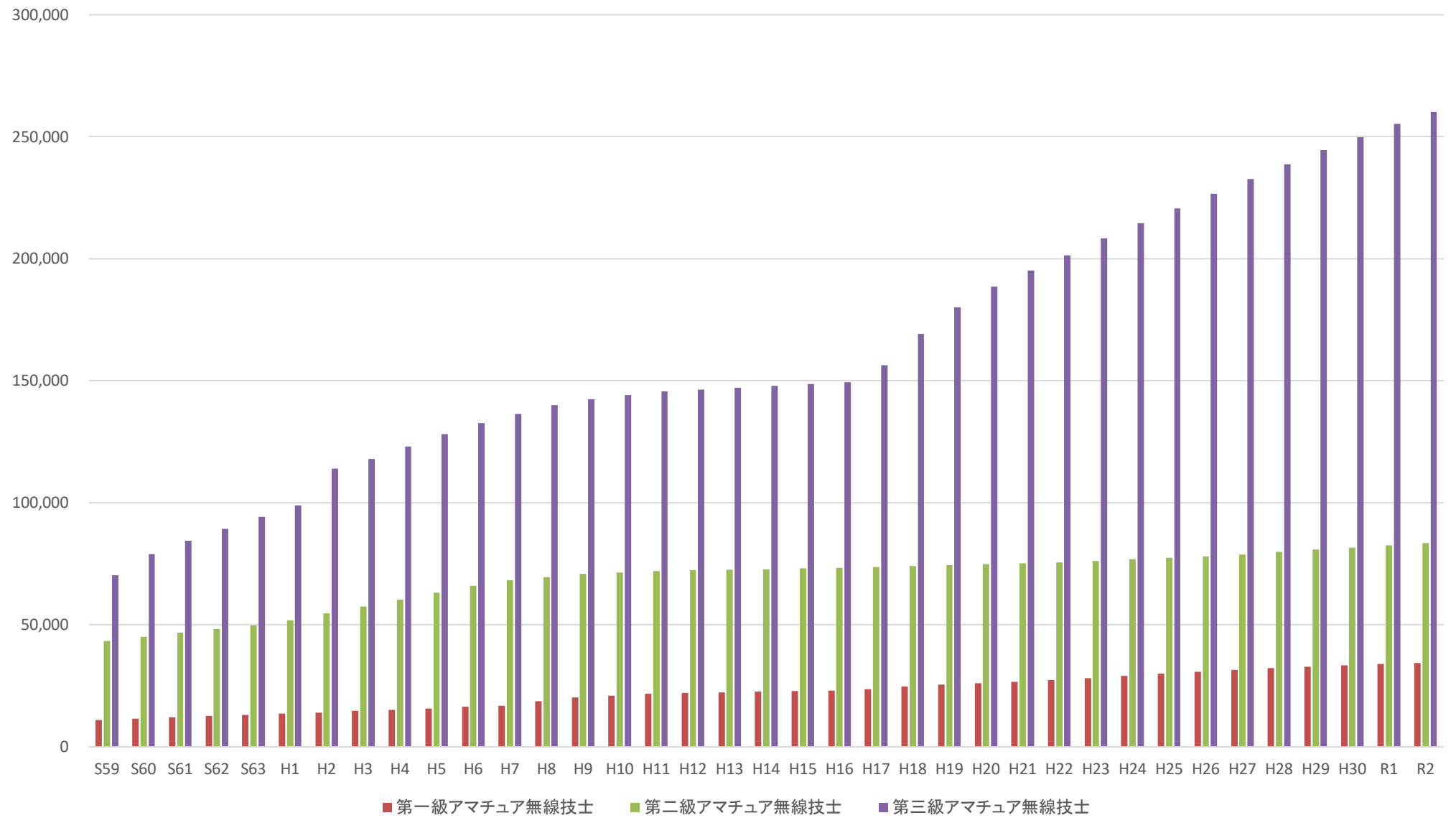


第四級アマチュア無線技士



(注1) いずれのグラフも累計の取得者数を示している。
 (注2) 資格ごとにグラフ縦軸の数値が異なる。

1 参考資料. アマチュア無線技士免許取得者数の推移(昭和59年度以降)②



1-参考資料. アマチュア無線技士免許取得者数の推移(昭和59年度以降)③

アマチュア無線技士免許取得者数の推移(昭和59年度以降)

年度	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12
第一級アマチュア無線技士	11,036	11,548	12,070	12,615	13,159	13,581	14,003	14,703	15,160	15,771	16,382	16,867	18,735	20,241	20,995	21,644	22,115
第二級アマチュア無線技士	43,425	45,108	46,749	48,224	49,803	51,775	54,675	57,530	60,416	63,101	66,025	68,187	69,598	70,819	71,517	72,061	72,383
第三級アマチュア無線技士	70,372	78,934	84,399	89,313	94,288	98,895	114,026	117,952	123,040	128,164	132,580	136,338	140,043	142,407	144,113	145,567	146,455
第四級アマチュア無線技士	1,145,331	1,232,493	1,327,895	1,457,976	1,601,668	1,760,072	1,919,683	2,090,520	2,253,482	2,407,670	2,550,918	2,659,041	2,733,351	2,779,292	2,812,711	2,842,877	2,863,163
合計	1,270,164	1,368,083	1,471,113	1,608,128	1,758,918	1,924,323	2,102,387	2,280,705	2,452,098	2,614,706	2,765,905	2,880,433	2,961,727	3,012,759	3,049,336	3,082,149	3,104,116

出典：過去の情報通信白書及び情報通信統計データベース掲載情報

【参考：前年度との差(注)】

第一級アマチュア無線技士	-	512	522	545	544	422	422	700	457	611	611	485	1,868	1,506	754	649	471
第二級アマチュア無線技士	-	1,683	1,641	1,475	1,579	1,972	2,900	2,855	2,886	2,685	2,924	2,162	1,411	1,221	698	544	322
第三級アマチュア無線技士	-	8,562	5,465	4,914	4,975	4,607	15,131	3,926	5,088	5,124	4,416	3,758	3,705	2,364	1,706	1,454	888
第四級アマチュア無線技士	-	87,162	95,402	130,081	143,692	158,404	159,611	170,837	162,962	154,188	143,248	108,123	74,310	45,941	33,419	30,166	20,286
合計	-	97,919	103,030	137,015	150,790	165,405	178,064	178,318	171,393	162,608	151,199	114,528	81,294	51,032	36,577	32,813	21,967

※ 平成2年5月1日より前の名称は、第一級アマチュア無線技士、第二級アマチュア無線技士、電信級アマチュア無線技士及び電話級アマチュア無線技士
 注 当該年度の純増数ではない(当該年度において新規に免許を取得した者の数から免許を返納した者等の数を差し引いたもの)。

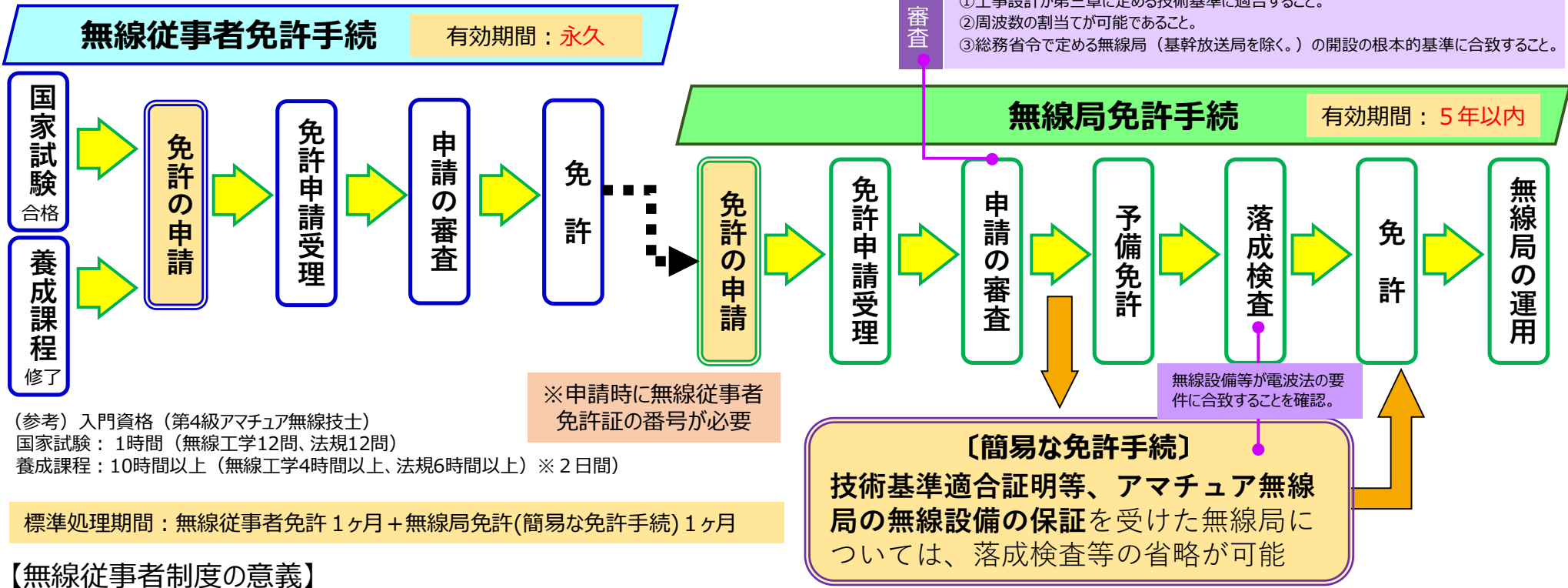
H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
22,353	22,594	22,817	23,050	23,697	24,685	25,427	26,065	26,683	27,406	28,127	29,138	30,041	30,837	31,544	32,327	32,852	33,495	34,005	34,293
72,621	72,854	73,088	73,281	73,705	74,147	74,462	74,846	75,229	75,573	76,121	76,872	77,536	77,973	78,818	79,922	80,830	81,698	82,544	83,475
147,169	147,923	148,722	149,404	156,415	169,149	180,033	188,545	195,122	201,390	208,295	214,552	220,624	226,666	232,686	238,765	244,468	249,893	255,283	260,075
2,879,314	2,894,522	2,909,162	2,924,065	2,938,927	2,956,733	2,974,570	2,989,533	3,002,921	3,014,774	3,026,914	3,039,958	3,054,147	3,067,592	3,081,923	3,094,964	3,108,105	3,120,290	3,131,941	3,140,695
3,121,457	3,137,893	3,153,789	3,169,800	3,192,744	3,224,714	3,254,492	3,278,989	3,299,955	3,319,143	3,339,457	3,360,520	3,382,348	3,403,068	3,424,971	3,445,978	3,466,255	3,485,376	3,503,773	3,518,538

238	241	223	233	647	988	742	638	618	723	721	1,011	903	796	707	783	525	643	510	288
238	233	234	193	424	442	315	384	383	344	548	751	664	437	845	1,104	908	868	846	931
714	754	799	682	7,011	12,734	10,884	8,512	6,577	6,268	6,905	6,257	6,072	6,042	6,020	6,079	5,703	5,425	5,390	4,792
16,151	15,208	14,640	14,903	14,862	17,806	17,837	14,963	13,388	11,853	12,140	13,044	14,189	13,445	14,331	13,041	13,141	12,185	11,651	8,754
17,341	16,436	15,896	16,011	22,944	31,970	29,778	24,497	20,966	19,188	20,314	21,063	21,828	20,720	21,903	21,007	20,277	19,121	18,397	14,765

2-1. アマチュア無線局の開設・運用までの流れ

● **混信・妨害等を防ぎ、電波の有効利用を図るため**、アマチュア無線局を開設・運用するためには、無線従事者免許及び無線局免許が必要（電波法第4条、第39条の13）。

無線局：無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体
無線従事者：無線設備の操作又はその監督を行う者



(参考) 入門資格 (第4級アマチュア無線技士)
国家試験：1時間 (無線工学12問、法規12問)
養成課程：10時間以上 (無線工学4時間以上、法規6時間以上) ※2日間)

標準処理期間：無線従事者免許 1ヶ月 + 無線局免許(簡易な免許手続) 1ヶ月

【無線従事者制度の意義】

無線局を良好に運用するためには無線設備の操作に関する専門的知識と技能が必要であり、混信を予防して電波の有効利用を図り、遭難及び安全に関する無線通信を確実に実施し人命と財産の安全の確保をするため、無線設備を操作する者に対し一定の知識と技能を要求する「資格主義」を採用。

【無線局免許制度の意義】

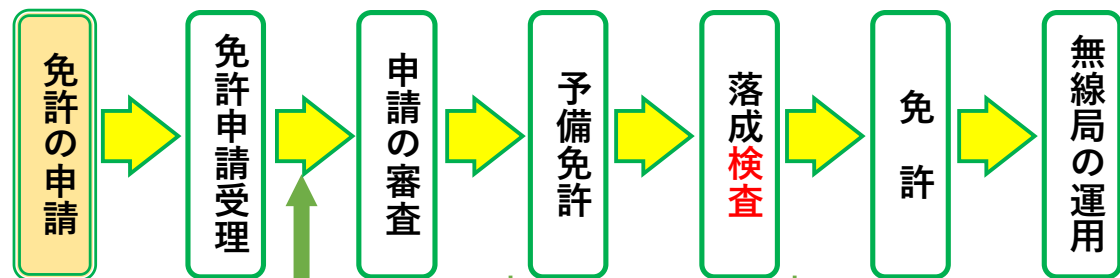
電波は有限希少な資源であり、その利用を各人の自由に委ねると混信により円滑な通信の疎通ができなくなる等の弊害が生ずるため、「電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進する（電波法の目的）」という観点から、電波の利用を一般的に禁止しておき、一定の要件に適合した者に対してその禁止を解除する「免許制度」を採用。

2-2 ①. 技術基準適合証明等制度について

- 技術基準適合証明等制度は、混信・妨害等の影響を与える度合いが比較的低い無線設備（総務省令に定める特定無線設備）について、無線局に設置する前の段階（工場製造段階または流通段階）で、総務大臣が登録した証明機関が「無線設備」が我が国の技術基準を満たしているかどうか審査、証明することで、無線局免許手続の簡略化（電波法第15条）や、免許不要での利用（電波法第4条）を可能とする制度。近年は免許不要局等の拡大により、我が国の市場で流通する一般利用者向けの無線機器について、我が国の技術基準への適合性や安全性等を担保する役割が大きくなっている。
- アマチュア無線局においては、技術基準適合証明等を受けた無線設備は、無線局免許手続の簡略化がなされ、落成検査等が省略される。

無線局免許手続

※無線局免許は、無線設備+無線設備の操作を行う者に対して付与。



技術基準適合証明等制度

技術基準適合証明等を取得した無線設備(特定無線設備)に付与される**効果**

簡易な免許手続

技術基準適合証明等を受けた無線局については
落成検査等の省略が可能
(携帯電話基地局、トランシーバー等)

包括免許制度

(携帯電話端末等)

免許不要局

(無線LAN、Bluetooth等)

アマチュア無線局に係る特定無線設備

○特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則
(特定無線設備等)

第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。

十二 アマチュア局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五〇ワット以下（五四MHz以下の周波数の電波を使用するものについては、二〇〇ワット以下）のもの

背景

- 移動通信用等の比較的小規模な無線設備の普及・発達

効果

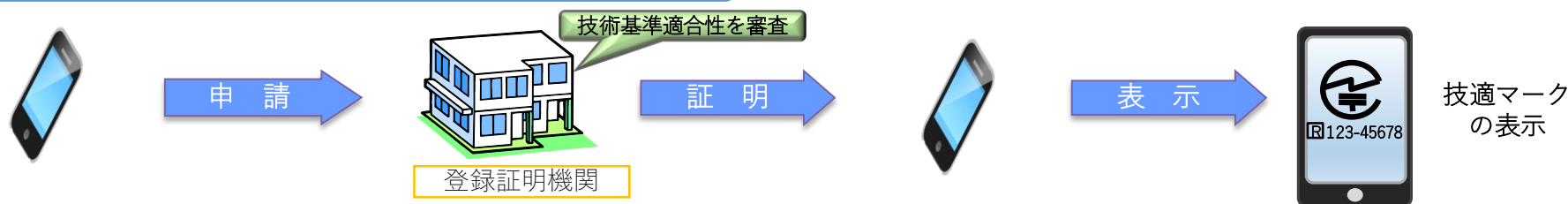
- 無線設備の我が国の技術基準への適合性や安全性等を担保**
- 無線局免許、監督事務の簡素化及び電波利用者、電気通信事業者、無線設備メーカー等の負担軽減
- 利用者の利便の向上

2-2 ②. 技術基準適合証明等の種別

技術基準適合証明（電波法第38条の6）

- 総務大臣の登録を受けた者（登録証明機関）等が、特定無線設備について、電波法に定める技術基準に適合しているか否かについての判定を無線設備1台ごとに行う制度。登録証明機関は、総務省令で定めるところにより、無線設備1台1台について試験（特性試験）等の審査を行った上で証明を実施。
- 技術基準適合証明を受けた特定無線設備には、登録証明機関が技適マークを付す。

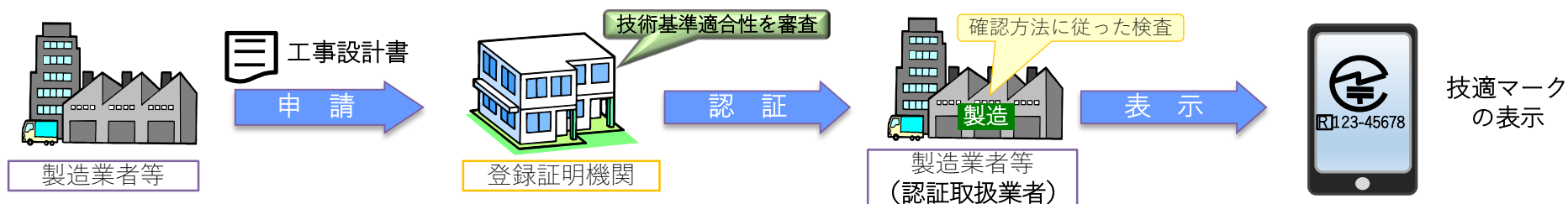
特定無線設備1台ごとに技術基準適合性を審査し、証明。



工事設計認証（電波法第38条の24）

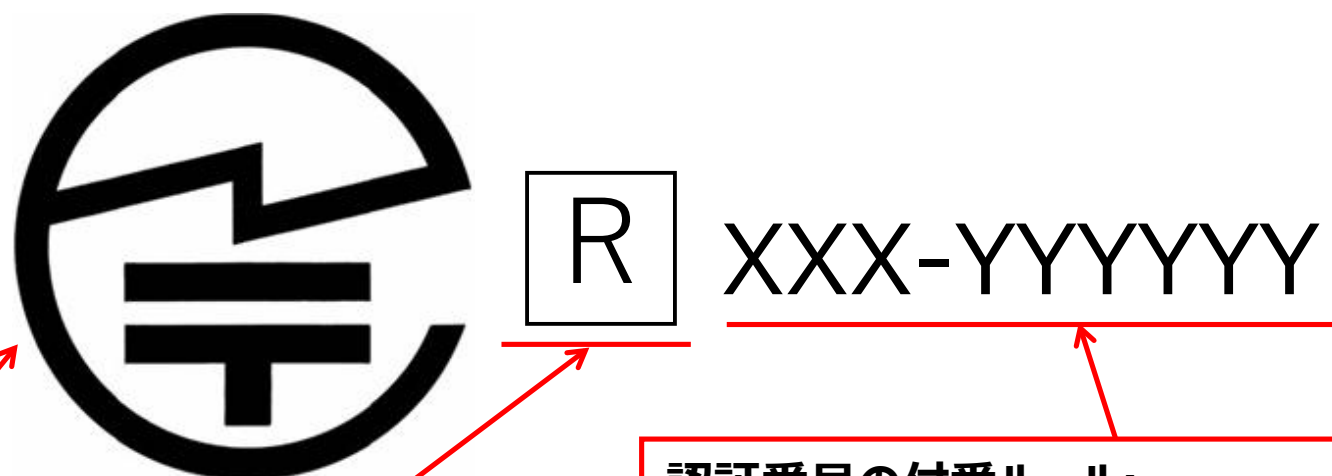
- 特定無線設備が技術基準に適合しているかどうかの判定について、その設計図（工事設計）及び製造等の取扱いの段階における品質管理方法（確認の方法）を対象として、登録証明機関が行う認証制度。無線設備そのものではなく、工事設計を対象としており、実際の無線設備は認証後に製造される点が、技術基準適合証明と相違。
- 技適マークは、工事設計認証を受けた者（「認証取扱業者」）が付す。
- 工事設計認証は、製造段階での設計図及び製造時の品質管理方法（確認の方法）に対するものであるため、特定無線設備の製造、輸入、販売等を行う業者が対象。

特定無線設備の工事設計の技術基準適合性及び当該無線設備がその工事設計に合致することの確認方法を審査し、認証。



2-2(参考①) 技適マーク

※ 技適マーク：技術基準適合証明等をした旨の表示



条件：識別可能であること
(大きさの規定は撤廃)

R マーク (電波法への適合性) : Rを□で囲む

認証番号の付番ルール:

(1) 技術基準適合証明

(例) 1 2 3 XX X 0 0 0 0 0 0 1

登録証明機関の区別 無線設備の種別 5文字以内の英字(任意) 10桁以下のアラビア数字

(2) 工事設計認証

(例) 0 0 1 - 0 0 0 0 0 1

登録証明機関の区別 6文字のアラビア数字若しくは英字又はこれらの組み合わせ

2-2(参考②) 登録証明機関について

登録

登録証明機関は証明を行おうとする事業区分（※）に応じて登録を受けることができる。

登録の基準

- 認証に関する知識経験を有すること
- 測定機及び測定機の較正方法が法令に従っていること
- 製造業者等から独立していること
- 過去、一定の期間内において、電波法に違反していないこと

登録証明機関の義務

- 申請があったときは、遅滞なく技術基準適合証明のための審査を実施
- 技術基準適合証明のための審査を行うとき、較正された測定器を使用
- 役員又は証明員の選任又は解任の届出
- 業務規程を定めて届出
- 財務諸表等の備付け
- 認証業務に関する帳簿の備付け
- 求めに応じて立入検査の対応

登録証明機関の更新

- 5年ごとに更新

※ 第1号：免許不要局、第2号：免許局（携帯電話端末等の包括免許）、[第3号：免許局（その他）](#)

2-2(参考③) 登録証明機関の状況

登録証明機関 (16機関)

令和4年3月10日現在

	登録証明機関名	事業の区分		
		1号区分	2号区分	3号区分
001	一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター	○	○	○
002	一般財団法人日本アマチュア無線振興協会			○
003	(株)ディーエスピーリサーチ	○	○	○
005	テュフ・ラインランド・ジャパン(株)	○	○	○
006	SGSジャパン(株)	○	○	○
007	(株)UL Japan	○	○	○
008	(株)コスモス・コーポレイション	○	○	○
011	テュフズードジャパン(株)	○	○	○
012	インターテック ジャパン(株)	○	○	○
013	一般財団法人日本品質保証機構	○	○	○
016	(株)日本電波法認証ラボラトリー	○	○	
017	一般財団法人電気安全環境研究所	○	○	○
018	(株)認証技術支援センター	○	○	○
020	一般社団法人タコヤキ	○	○	○
021	一般財団法人電気通信端末機器審査協会	○	○	○
022	ビューローベリタスジャパン(株)	○	○	○

※ 第1号：免許不要局、第2号：免許局（携帯電話端末等の包括免許）、第3号：免許局（その他）

2-2(参考④) 認証取扱業者

認証取扱業者

登録証明機関による工事設計認証を受けた者

具体的には

- 無線設備の製造業者、輸入業者、販売業者が認証を取得可能。
- ただし、以下の義務を負うことから、取得する無線設備の工事設計を理解していることが前提。

認証取扱業者の義務

- 認証を受けた特定無線設備については、認証を取得した工事設計（「認証工事設計」）に合致するようにしなければならない。
- 認証に係る確認の方法に従って、特定無線設備について検査を行い、総務省令で定めるところにより、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

具体的には

- 認証工事設計に合致した無線設備を取り扱う(製造・輸入・販売等)こと。
- 認証に係る「確認の方法」に基づく製造等の段階での品質管理(検査)。
- 確認(検査)した結果の記録を作成し、10年間保存。

これらの義務を果たすことにより、「技適マーク」を表示することが可能となる。

3-1. アマチュア無線の免許申請書等①

1. 無線局免許（再免許）申請書

(アマチュア無線局以外の無線局と共通様式)

無線局免許（再免許）申請書

年 月 日

総務大臣 殿（注1）

収入印紙貼付欄
(注2)

- 電波法第6条の規定により、無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第4条に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
- 無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の2の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。
- 無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の3の規定により、添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。
(注3)

記（注4）

1 申請者（注5）

住 所	都道府県—市区町村コード [] 〒 (-)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ

2 電波法第5条に規定する欠格事由（注6）

開設しようとする無線局	無線局の種類（法第5条第2項各号）	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当しない
相対的欠格事由	処分歴等（同条第3項）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

3 免許又は再免許に関する事項（注7）

① 無線局の種類及び局数	
② 識別信号	
③ 免許の番号	
④ 免許の年月日	
⑤ 希望する免許の有効期間	
⑥ 備考	

4 電波利用料（注8）

① 電波利用料の前納（注9）

電波利用料の前納の申出の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
電波利用料の前納に係る期間	<input type="checkbox"/> 無線局の免許の有効期間まで前納します（電波法第13条第2項に規定する無線局を除く。）。 <input type="checkbox"/> その他（ 年）

② 電波利用料納入告知書送付先（法人の場合に限る。）（注10）

1の欄と同一のため記載を省略します。

住 所	都道府県—市区町村コード [] 〒 (-)
部署名	フリガナ

5 申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

3-1. アマチュア無線の免許申請書等②

(無線局免許 (再免許) 申請書・記載要領)

別表第一号 (記載要領)

- 注1 施行規則第 51 条の 15 第 1 項第 1 号に掲げる無線局に係る申請をする場合は、同条に規定する所轄総合通信局長に宛てること。
- 2 収入印紙については、次によること。
 - (1) 複数の無線局を申請する場合は、3①の欄の記載事項に対応した手数料の内訳を3⑥の欄に記載すること。

(記載例)	10W	1局×6,700円
	<u>1W</u>	<u>1局×3,550円</u>
	合 計	10,250円
 - (2) 免許規則第 8 条の 2 の規定により合算した額に相当する収入印紙を貼付する場合は、申請書の余白に当該合算した額の内訳を記載すること。
 - (3) 収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格 A 列 4 番の用紙に貼付すること。
- 3 該当する□にレ印を付けること。
- 4 各欄の記載は次の表のとおりとし、記載を要しない記載事項及び記載欄は必要に応じて削除することができる。

区 別	1	2	3	記載する欄	備 考
1 免許の申請の場合	1	2	3	(① ② ⑤ ⑥) 4 5	
2 再免許の申請の場合	1	2	3	4 (注) 5	(注) ②にあつては、電波利用料納入告知書送付先に変更がある場合に限る。

- 5 1 の欄は、次によること。
 - (1) 住所の欄は、日本産業規格 J I S X 0401 及び X 0402 に規定する都道府県コード及び市区町村コード (以下この別表において「都道府県コード」という。)、郵便番号並びに住所 (申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地) を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
 - (2) 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
 - (3) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載する。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
 - (4) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。
- 6 2 の欄は、法第 5 条に規定する欠格事由の有無について、該当する□にレ印を付けること。
- 7 3 の欄は、次によること。

- (1) ①の欄は、免許規則第 2 条第 1 項に掲げる無線局の種別を記載し、免許規則第 15 条の 2 の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により一括して申請する場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局にあつては、第 2 条第 5 項第 4 号に掲げる基幹放送の種類による区分を付記すること。
- (2) ②の欄は、現に免許を受けている無線局に指定されている識別信号を、①の欄の記載事項に対応して記載すること。免許の申請 (アマチュア局を除く。) の場合において、希望する識別信号があるときは、その旨を記載すること。
- (3) ③の欄及び④の欄は、現に免許を受けている無線局について、①の欄の記載事項に対応して記載すること。
- (4) ⑤の欄は、施行規則第 9 条の規定による免許の有効期間を希望する場合に限り、その期間を記載すること。
- (5) ⑥の欄は、次によること。
 - ア 2 の処分歴等の欄が「有」に該当する場合は、その内容について記載すること。
 - イ 認定開設者が認定計画に従つて開設する特定基地局の申請をする場合は、認定計画の認定の番号及び認定の年月日を記載すること。
 - ウ 固定局の免許の申請を行う場合であつて、法第 102 条の 2 第 1 項に規定する伝搬障害防止区域の指定を希望する場合は、その旨を記載すること。
 - エ その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。
- 8 法第 103 条の 2 第 14 項に該当する場合は、記載を要しない。
- 9 施行規則第 51 条の 10 の 6 第 3 項の規定による電波利用料の前納に係る記載は、次によること。
 - (1) 電波利用料の前納の申出の有無について、該当する□にレ印を付けること。なお、前納の申出をした場合、口座振替により納付することはできない。
 - (2) 電波利用料の前納に係る期間については、前納を希望する場合に限り記載することとし、該当する□にレ印を付けること。その他に該当する場合は、無線局の免許の有効期間のうち、1 年を単位とする期間を記載すること。
- 10 電波利用料納入告知書について、1 の欄と異なる住所にある申請者と同一法人の部署に送付を希望する場合に限り、注 5 に準じて記載すること。
- 11 申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手又は民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成 14 年法律第 99 号) 第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の業務に関する料金の支払のために使用することができる証票 (以下「郵便切手等」という。) を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの (書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの) とする。
- 12 申請書の用紙は、日本産業規格 A 列 4 番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

3-1. アマチュア無線の免許申請書等③

2. 無線局事項書及び工事設計書

(アマチュア無線局の専用様式)

1枚目

無線局事項書及び工事設計書								
1 免許の番号	A第			号				
2 申請(届出)の区分	<input type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更							
3 社団(クラブ)／個人の別	<input type="checkbox"/> 社団(クラブ) <input type="checkbox"/> 個人							
4 住所	都道府県-市区町村コード []							
	〒()							
	電話番号()							
	国籍 []							
5 氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ							
6 工事落成の予定期日	<input type="checkbox"/> 日付指定:							
	<input type="checkbox"/> 予備免許の日から 月 日 日							
	<input type="checkbox"/> 予備免許の日から 日 日 日							
7 無線従事者免許証の番号								
8 無線局の目的	アマチュア業務用							
9 通信事項	アマチュア業務に関する事項							
10 呼出符号								
11 無線設備の設置場所又は常置場所	住所	都道府県-市区町村コード []						
12 移動範囲	<input type="checkbox"/> 移動する(陸上、海上及び上空)							
	<input type="checkbox"/> 移動しない							
13 電波の型式並びに希望する周波数及び空中線電力	希望する周波数帯	電波の型式					空中線電力	
	<input type="checkbox"/> 135kHz	<input type="checkbox"/> 3LA	<input type="checkbox"/> 4LA				W	
	<input type="checkbox"/> 475.5kHz	<input type="checkbox"/> 3MA	<input type="checkbox"/> 4MA				W	
	<input type="checkbox"/> 1.9MHz	<input type="checkbox"/> A1A	<input type="checkbox"/> 3MA	<input type="checkbox"/> 4MA				W
	<input type="checkbox"/> 3.5MHz	<input type="checkbox"/> 3HA	<input type="checkbox"/> 4HA				W	
	<input type="checkbox"/> 3.8MHz	<input type="checkbox"/> 3HD	<input type="checkbox"/> 4HD				W	
	<input type="checkbox"/> 7MHz	<input type="checkbox"/> 3HA	<input type="checkbox"/> 4HA				W	
	<input type="checkbox"/> 10MHz	<input type="checkbox"/> 2HC					W	
	<input type="checkbox"/> 14MHz	<input type="checkbox"/> 2HA					W	
	<input type="checkbox"/> 18MHz	<input type="checkbox"/> 3HA					W	
	<input type="checkbox"/> 21MHz	<input type="checkbox"/> 3HA	<input type="checkbox"/> 4HA				W	
	<input type="checkbox"/> 24MHz	<input type="checkbox"/> 3HA	<input type="checkbox"/> 4HA				W	
	<input type="checkbox"/> 28MHz	<input type="checkbox"/> 3VA	<input type="checkbox"/> 4VA	<input type="checkbox"/> 3VF	<input type="checkbox"/> 4VF			W
	<input type="checkbox"/> 50MHz	<input type="checkbox"/> 3VA	<input type="checkbox"/> 4VA	<input type="checkbox"/> 3VF	<input type="checkbox"/> 4VF			W
	<input type="checkbox"/> 144MHz	<input type="checkbox"/> 3VA	<input type="checkbox"/> 4VA	<input type="checkbox"/> 3VF	<input type="checkbox"/> 4VF			W
	<input type="checkbox"/> 430MHz	<input type="checkbox"/> 3VA	<input type="checkbox"/> 4VA	<input type="checkbox"/> 3VF	<input type="checkbox"/> 4VF			W
	<input type="checkbox"/> 1200MHz	<input type="checkbox"/> 3SA	<input type="checkbox"/> 4SA	<input type="checkbox"/> 3SF	<input type="checkbox"/> 4SF			W
	<input type="checkbox"/> 2400MHz	<input type="checkbox"/> 3SA	<input type="checkbox"/> 4SA	<input type="checkbox"/> 3SF	<input type="checkbox"/> 4SF			W
	<input type="checkbox"/> 5600MHz	<input type="checkbox"/> 3SA	<input type="checkbox"/> 4SA	<input type="checkbox"/> 3SF	<input type="checkbox"/> 4SF			W
	<input type="checkbox"/> 10.1GHz	<input type="checkbox"/> 3SA	<input type="checkbox"/> 4SA	<input type="checkbox"/> 3SF	<input type="checkbox"/> 4SF			W
	<input type="checkbox"/> 10.4GHz	<input type="checkbox"/> 3SA	<input type="checkbox"/> 4SA	<input type="checkbox"/> 3SF	<input type="checkbox"/> 4SF			W
	<input type="checkbox"/> 24GHz						W	
	<input type="checkbox"/> 47GHz						W	
	<input type="checkbox"/> 77GHz						W	
	<input type="checkbox"/> 135GHz						W	
	<input type="checkbox"/> 249GHz						W	
	<input type="checkbox"/>						W	
	<input type="checkbox"/>						W	
<input type="checkbox"/> 4630kHz						W		
14 変更する欄の番号	<input type="checkbox"/> 3~5	<input type="checkbox"/> 7	<input type="checkbox"/> 10	<input type="checkbox"/> 11	<input type="checkbox"/> 12	<input type="checkbox"/> 13	<input type="checkbox"/> 16	
15 備考								

2枚目

第16 工事設計書	送信機	変更の種別	<input type="checkbox"/> 取替 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 変更	
		適合表示無線設備の番号		
		発射可能な電波の型式及び周波数の範囲		
		変調方式コード		
		終段管	名称個数	電圧
定格出力(W)				
第16 工事設計書	送信機	変更の種別	<input type="checkbox"/> 取替 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 変更	
		適合表示無線設備の番号		
		発射可能な電波の型式及び周波数の範囲		
		変調方式コード		
		終段管	名称個数	電圧
定格出力(W)				
第16 工事設計書	送信機	変更の種別	<input type="checkbox"/> 取替 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 変更	
		適合表示無線設備の番号		
		発射可能な電波の型式及び周波数の範囲		
		変調方式コード		
		終段管	名称個数	電圧
定格出力(W)				
送信空中線の型式				
周波数測定装置の有無		<input type="checkbox"/> 有(誤差0.025%以内) <input type="checkbox"/> 無		
添付図面		<input type="checkbox"/> 送信機系統図		
その他の工事設計		<input type="checkbox"/> 電波法第3章に規定する条件に合致する。		

3-1. アマチュア無線の免許申請書等④

(無線局事項書及び工事設計書・記載要領①)

別表第二号の三第3 (記載要領)

注1 各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区 別	記載する欄	備 考
1 免許の申請の場合	2 (注) 3 4 5 6 7 11 12 13 15 16	(注) 開設に該当する。
2 法第9条第1項若しくは第2項又は第17条の規定による工事設計の変更又は無線設備の変更の工事の許可の申請又は届出の場合	1 (注1) 2 (注2) 3 4 5 10 14 16	(注1) 免許後の変更の場合に限る。 (注2) 変更該当する。
3 法第9条第4項又は第17条第1項の規定による無線設備の設置場所又は移動範囲の変更の申請の場合	1 (注1) 2 (注2) 3 4 5 10 11 12 14	(注1) 免許後の変更の場合に限る。 (注2) 変更該当する。
4 法第19条の規定による変更の申請の場合	1 (注1) 2 (注2) 3 4 5 7 (注3) 10 (注4) 13 (注3) 14 15	(注1) 免許後の変更の場合に限る。 (注2) 変更該当する。 (注3) この欄の変更の場合に限る。 (注4) この欄の変更をしない場合に限る。
5 施行規則第43条第3項の規定による無線設備の常置場所の変更の届出の場合	1 2 (注) 3 4 5 10 11 14	(注) 変更該当する。

- 2 1の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。
- 3 2の欄は、免許の申請を行う場合又は変更の申請若しくは届出を行う場合の区別により、該当する□にレ印を付けること。
- 4 3の欄は、社団(クラブ)又は個人の区別により、該当する□にレ印を付けること。
- 5 4の欄は、次によること。
 - (1) 日本産業規格 J I S X0401 及び X0402 に規定する都道府県コード及び市区町村コード(以下この別表において「都道府県コード」という。)、郵便番号並びに住所(申請者が社団の場合は主たる事業所の所在地、申請者が外国人である場合は日本における居住地)を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区

- 町村の記載は要しない。
- (2) 申請者が外国人である場合に限り、国籍の欄に当該者の国籍を記載すること。
- 6 5の欄は、申請者が社団の場合はその名称及び代表者の氏名(一般社団法人の場合は代表者の氏名を除く。)を、個人の場合は氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。
- 7 6の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条第1項の規定の適用がある無線局、適合表示無線設備のみを使用する無線局又は第15条の5第1項に掲げる無線局の場合は記載を要しない。なお、日付指定の場合は、「H28.12.21」のように記載すること。
- 8 7の欄は、申請者が保有する無線従事者免許証の番号を記載し、施行規則第34条の8に規定する外国政府の証明書を保有するものについては、その証明書による資格及びその資格の取得国名を記載すること。ただし、申請者が社団(一般社団法人を除く。)の場合はその代表者の無線従事者免許証の番号を記載すること。
- 9 10の欄は、現に指定されている呼出符号を記載すること。
- 10 11の欄は、次によること。
 - (1) 無線設備の設置場所又は常置場所の欄は、無線設備の設置場所又は常置場所を「何県何市何町〇-〇-〇何内」のように記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合はコードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。なお、無線設備の設置場所又は常置場所と4の欄の住所が同一の場合は、記載を省略することができる。
 - (2) 船舶を常置場所とするものにあつては、その船舶が主に停泊する場所の住所、その停泊する港の名称及び船舶名を記載すること。
 - (3) 航空機を常置場所とするものにあつては、その航空機の定置場の住所、定置場の名称及び航空機の登録符号を記載すること。
- 11 12の欄は、希望する移動範囲について、該当する□にレ印を付けること。
- 12 13の欄は、次によること。
 - (1) 該当する□にレ印を付けることとし、記載されている以外のものを希望するときは、具体的に記載すること。
 - (2) 変更の申請の場合であつても、変更後に発射する全ての周波数帯、空中線電力及び電波の型式について、該当する□にレ印を付けること。
- 13 14の欄は、該当する□にレ印を付けること。
- 14 15の欄は、次によること。
 - (1) 免許の申請の場合
 - ア 申請者が現にアマチュア局を開設しているときは、その免許の番号及び呼出符号を記載すること。
 - イ 申請者が過去にアマチュア局を開設していた場合であつて、そのアマチュア局の廃止の日又は免許の有効期間満了の日から6月を経過していない場合であつて、そのアマチュア局に指定されていた呼出符号の指定を希望する場合は、その呼出符号を記載すること。
 - (2) 遠隔操作を行う場合
 - 遠隔操作を行うこと及びその方法(専用線、リモコン局又はインターネットの利用

3-1. アマチュア無線の免許申請書等⑤

(無線局事項書及び工事設計書・記載要領②)

のいずれかをいう。)を記載するとともに、工事設計として次に掲げる要件に適合することを説明した書類を添付すること。

ア 電波の発射の停止を確認することができること。

イ 免許人以外の者がインターネットの利用により、無線設備を操作することができないよう措置しているものであること。

ウ インターネットの利用による運用中は、免許人が常に無線設備を監視及び制御するための具体的措置がなされていること。

(3) 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。ただし、第 15 条第 2 項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。

(4) その他参考になる事項がある場合は、その事項を記載すること。

15 16 の欄は、次によること。

(1) 2 以上の送信機を有する場合は、第 1 送信機、第 2 送信機等と表示して各送信機ごとに該当する事項を記載するものとし、全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

(2) 変更の種別の欄は、変更の申請又は届出の場合に限り、変更する送信機において該当する□にレ印を付けること。

(3) 第 15 条の 2 又は第 15 条の 3 第 1 項（同条第 2 項、第 16 条の 2 第 6 項及び第 25 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により工事設計の全部又は一部を省略する場合は、発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄にその旨及び第 15 条の 3 第 1 項ただし書の規定による場合は既に申請を提出した総合通信局の名称を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号、識別信号等を記載すること。

(4) 第 15 条の 3 第 1 項の規定により工事設計の一部の記載を省略する場合は、該当欄にその旨を記載すること。

(5) 適合表示無線設備の番号の欄は、当該機器が適合表示無線設備である場合には、技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を記載すること。

(6) 第 15 条の 3 第 4 項（第 16 条の 2 第 6 項及び第 25 条第 3 項において準用する場合を含む。以下この別表において同じ。）の規定の適用がある無線局の場合は、発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄、変調方式の欄、終段管の欄及び定格出力の欄の記載を要しない。

(7) 無線設備の機器が、免許の申請の場合において第 15 条の 5 第 1 項第 2 号に該当するものであるときはその事実を証する書面を添付すること。また、変更の申請又は届出の場合において施行規則別表第 1 号の 3 第 1 の 21 の項若しくは同表第 2 の 2 の項又は別表第 2 号第 1 項第 1 号に該当するものであるときは、その事実を証する書面を添付すること。

(8) 工事設計の変更又は無線設備の変更の工事の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分について当該変更後の事項を記載すること。

(9) 変調方式コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、無線電信の場合は記載を要しない。

(10) 終段管の欄は、終段部の真空管（半導体を含む。）の名称及び個数並びに終段陽極（これに該当するものを含む。）の電圧を記載すること。

(11) 定格出力の欄は、当該送信機の出力端子における出力規格の値を記載すること。

(12) 送信空中線の型式の欄は、移動する無線局の場合は記載を要しない。

(13) 周波数測定装置（施行規則第 11 条の 3 第 7 号の装置を含む。）について記載するものとし、該当する□にレ印を付けること。ただし、26.175MHz を超える周波数の電波のみを使用する送信機の場合又は空中線電力が 10W 以下の送信機のみ場合は、記載を要しない。

(14) 送信機系統図として、半導体、真空管又は集積回路の名称及び用途並びに発振周波数から発射電波の周波数を合成する方法を記載したものを、この別表に定める規格の用紙を用いて提出するものとし、□にレ印を付けること。また、附属装置がある場合は、その諸元及び送信機との関係を記載すること。

ただし、第 15 条の 3 第 4 項の規定の適用がある無線局の場合は、送信機系統図の提出を要しない。

(15) その他の工事設計の欄は、この別表の記載事項以外の工事設計について、法第 3 章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。

3-1. アマチュア無線の免許申請書等⑥

3. 無線局変更等申請書及び届出書

(アマチュア無線局以外の無線局と共通様式)

無線局変更等申請書及び届出書

年 月 日

総務大臣 殿 (注1)

- 電波法第9条第1項又は第4項の規定により、無線局の工事設計等の変更の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請します。
 - 電波法第9条第2項又は第5項の規定により、無線局の工事設計等を変更したので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり届け出ます。
 - 電波法第17条第1項の規定により、無線局の変更等の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請します。
 - 電波法第17条第2項又は第3項の規定により、許可を要しない無線設備の軽微な変更工事をしたので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり届け出ます。
 - 電波法第19条の規定により、無線局の周波数等の指定の変更を受けたいので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請します。
- (注2)

記

1 申請(届出)者(注3)

住 所	都道府県—市区町村コード [] 〒 (-)
氏名又は名称及び 代表者氏名	フリガナ

2 変更の対象となる無線局に関する事項(注4)

① 無線局の種別及び局数	
② 識別信号	
③ 免許の番号	
④ 備考	

3 申請(届出)の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

3-1. アマチュア無線の免許申請書等⑦

(無線局変更等申請書及び届出書・記載要領)

別表第四号（記載要領）

注1 施行規則第51条の15第1項第1号又は第2号に掲げる無線局に係る変更の申請又は届出をする場合は、同条に規定する所轄総合通信局長に宛てること。

2 該当する□にレ印を付けること。

3 1の欄は、次によること。

(1) 住所の欄は、日本産業規格JIS X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、「郵便番号並びに住所（申請（届出）者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(2) 申請（届出）者が外国人である場合は、住所の欄については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

(3) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請（届出）者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(4) 代理人による申請（届出）の場合は、申請（届出）者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

4 2の欄は、次によること。

(1) ①の欄は、第2条第1項に掲げる無線局の種別を記載し、第25条第7項において準用する第15条の2の2第1項又は第2項の規定により一括して申請（届出）する場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局にあつては、第2条第5項第4号に掲げる基幹放送の種類による区分を付記すること。

(2) ②の欄は、現に予備免許又は免許を受けている無線局に指定されている識別信号（識別信号の指定の変更の申請の場合にあつては、希望する識別信号）を記載すること。

(3) ③の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号（予備免許を受けているものにあつては、予備免許通知書の番号）を記載すること。

(4) ④の欄の記載は、次のよること。

ア 認定開設者が認定計画に従つて開設する特定基地局の申請（届出）をする場合は、認定計画の認定の番号及び認定の年月日を記載すること。なお、年月日は、「H28.12.21」のように記載すること。

イ 2以上の無線局については1の免許状の交付を受けている場合に当該無線局の一部について変更するときは、免許状に記載された免許番号の範囲を記載すること。

ウ その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

5 申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折

らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

6 申請（届出）書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第四号（記載要領）

3-1. アマチュア無線の免許申請書等⑧

3. 無線従事者免許申請書

(アマチュア無線局以外の無線局と共通様式)

無線従事者 免許 免許証再交付 申請書

総務大臣() 殿 年 月 日

収入印紙ちょう付欄

(この欄にはりきれないときは、他を裏面下部にはってください。また、申請者は消印しないでください)

申請資格		第 級アマチュア無線技士	
氏名	フリガナ(姓)	(名)	
	漢字 (姓)	(名)	
無線通信士、第一級海上特殊無線技士、アマチュア無線技士にあつては、ヘボン式ローマ字による氏名が免許証に併記されます。非ヘボン式ローマ字による氏名表記を希望する場合は、 <input type="checkbox"/> にレ印を記入し、下欄に活字体大文字で記入してください。			
		非ヘボン式を希望します。	※ <input type="checkbox"/>
LAST NAME (姓)		FIRST NAME (名)	
生年月日	年	月	日
住所	〒		
	電話	()	()
	日中の連絡先	()	()

写真ちょう付欄

- 申請者本人が写っているもの
- 正面、無帽、無背景、上半身で6ヶ月以内に撮影されたもの
- 縦30mm×横24mm
- 写真は免許証に転写されるので枠からはみ出さないようにしてください

所持人自署
無線通信士、第一級海上特殊無線技士の場合は必ず署名してください。

(この署名は免許証にそのまま転写されますから、枠にかかったり、はみ出ないようにしてください。)

無線従事者規則第46条の規定により、免許を受けたいので(別紙書類を添えて)申請します。

国家試験合格	受験番号	() 年 月 日合格)
養成課程修了	認定施設者の名称 修了証明書の番号	実施場所(市区町村名) () 年 月 日修了)
資格、業務経歴等	現に有する資格	
	資格	講習の種別
	免許証の番号	修了番号
学校卒業	免許の年月日	修了年月日
学校卒業	学校卒業で資格を取得しようとする場合は <input type="checkbox"/> にレ印を記入してください。 ※ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
欠格事由の有無	無線従事者規則第45条第1項各号のいずれかに該当しますか。(いずれかの <input type="checkbox"/> にレ印を必ず記入してください。)	
下の欄に住民票コード又は現に有する無線従事者免許証、電気通信主任技術者資格者証若しくは工事担任者資格者証の番号のいずれか1つを記入した場合は、氏名及び生年月日を証する書類の提出を省略することができます。		
<input type="checkbox"/> 住民票コード <input type="checkbox"/> 無線従事者免許証の番号 <input type="checkbox"/> 電気通信主任技術者資格者証の番号 <input type="checkbox"/> 工事担任者資格者証の番号		

注意
1 太枠内の所定の欄に黒インク又は黒ボールペンで記入してください。ただし、※のある欄では口枠内にレ印を記入してください。
2 この用紙は機械で読み取りますので、写真や所持人自署欄に折り目をつけたり、署名が枠にかかったり、はみ出ないようにしてください。
3 申請の際に必要な書類等は次のとおりです。

免許申請	国家試験合格	氏名及び生年月日を証する書類
	養成課程修了	修了証明書等、氏名及び生年月日を証する書類
	資格、業務経歴等	業務経歴証明書、修了証明書(認定講習を受講した場合に限る。)、氏名及び生年月日を証する書類
	学校卒業	科目履修証明書、履修内容証明書(科目確認を受けていない学校を卒業した場合に限る。)、卒業証明書、氏名及び生年月日を証する書類
再交付申請	氏名変更	免許証、氏名の変更の事実を証する書類
	汚損、破損	汚損、又は破損した免許証

免許証の郵送を希望するときは所要の郵便切手をはり、申請者の郵便番号、住所及び氏名を記載した返信用封筒を添えて、信書便の場合はそれに準じた方法により申請してください。

無線従事者規則第50条の規定により、免許証の再交付を受けたいので(別紙書類を添えて)申請します。

再交付申請の理由	※ <input type="checkbox"/> 汚損、破損したため <input type="checkbox"/> 失ったため <input type="checkbox"/> 氏名を変更したため	氏名を変更した場合は右の欄に変更前の氏名を記入してください。	変更前の氏名	フリガナ 漢字
----------	--	--------------------------------	--------	------------

3-2. アマチュア無線の無線局免許及び無線従事者免許証

(参考) 無線局免許及び無線従事者免許証

無線局免許状

氏名又は名称		無線 太郎	
免許人の住所		東京都千代田区霞が関2-1-2	
無線局の種類別	アマチュア局	無線局の目的	アマチュア業務用
免許の年月日	令 2.10.15	運用許容時間	常時
通信事項	アマチュア業務に関する事項		通信の相手方
移動範囲	陸上、海上及び上空		
無線設備の設置場所／常置場所	東京都千代田区霞が関2-1-2		
電波の型式、周波数及び空中線電力			
3MA	1910 kHz	50 W	3VA 52 MHz 50 W
3HA	3537.5 kHz	50 W	3VA 145 MHz 50 W
3HD	3798 kHz	50 W	3VA 435 MHz 50 W
	A1A	4630 kHz	50 W
3HA	7100 kHz	50 W	
2HC	10125 kHz	50 W	
2HA	14175 kHz	50 W	
3HA	18118 kHz	50 W	
3HA	21225 kHz	50 W	
3HA	24940 kHz	50 W	
3VA	28.85 MHz	50 W	
備考			

法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

令和 4 年 3 月 23 日

(無線局免許状)

無線従事者免許証

第一級アマチュア無線技士
Amateur First-Class Radio Operator

免許証の番号
Licence No.: ABTH00001

免許の年月日
Date of licence grant: 令和 2年11月17日
17 Nov. 2020

氏名
Name: 無線 [旧姓] 太郎
Kana Shimei

生年月日
Date of birth: 昭和55年 1月 1日
1 Jan. 1980



上記の者は、無線従事者規則により、上記資格の免許を与えたものであることを証明する。

交付年月日
Date of issue: 令和 2年11月17日
17 Nov. 2020

総務大臣

(Translation)
RADIO OPERATOR LICENCE

This is to certify that the Minister grants, under the Ministry's Ordinance, the holder of this Licence the above-mentioned qualification.

Minister for Internal Affairs and Communications
JAPAN

[L.S.]

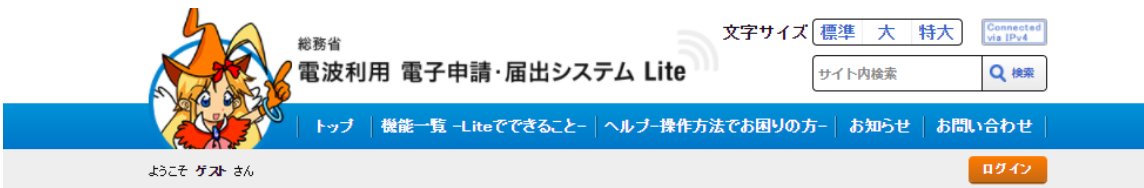
(注意事項)

- 法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 業務に従事中はこの免許証を携帯していなければならない。

(無線従事者免許証)

3-3. 総務省 電波利用 電子申請・届出システム Lite(アマチュア無線局専用のシステム)

- アマチュア無線局の主な申請・届出を対象に、簡単にインターネット上で申請・届出を行うことができるシステム。
 - 電子証明書を取得することなく、ユーザID・パスワードを使って本人確認(※)ができるため、「総務省 電波利用 電子申請・届出システム」よりも手軽に申請が可能。
 - 申請処理時間の短縮効果、申請手数料が書面申請よりも安いこと、進捗状況の確認が可能といった特徴がある。
 - アマチュア無線局の電子申請率は6割超、Liteの利用はそのうち約9割。



- 重要なお知らせ
- ▶ 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響について
 - ▶ 令和3年12月10日から施行の無線局免許手続規則の改正者令(無線局免許申請書等の様式変更)について
 - ▶ パスワードに関するお知らせ

アマチュア無線の電波利用に関する申請・届出が行えます

以下より、ご希望の申請・届出をお選びの上、手順を順番に実施してください

初めてご利用の方はこちらをご確認ください → [【電波利用 電子申請・届出システム Lite】とは](#)

開局申請 | 再免許申請 | 変更申請(届出) | 廃止届 | その他検索

アマチュア局を開局する場合には必要な申請を行います。

ご利用の準備
※ユーザ登録済の方は手順2は不要です

手順1 システムをご利用の前に
ユーザID・パスワードを忘れた等、ログインできない場合は、ユーザID・パスワードの再発行を行ってください。

[ユーザID・パスワード再発行](#)

開局申請のお手続

手順2 新規ユーザ登録

手順3 申請・届出
各種申請・届出や、状況検索などの照会をする際は、ID・パスワードを手元にご用意の上、ログインしてください。

手順4 手数料のお支払い

手順5 免許状の受取方法の確認

[ログイン](#)

いつでも
・時間にとらわれず、夜間や休日でも手続きができます(注1)。

どこでも
・自宅や職場、遠隔地からも手続きができます。

快適・便利
・受付窓口が異なる関連した手続を一度に済ませることが出来ます。

(※) 本人確認方法

総務省 電波利用 電子申請・届出システム Lite (アマチュア専用)	ユーザID・パスワードを利用して本人確認が可能(ユーザー登録時の無線従事者免許証の番号の情報等より本人確認が可能)
総務省 電波利用 電子申請・届出システム	電子証明書(住民基本台帳カードに付加した公的個人認証等)を利用して本人確認を行う必要あり



主なワイヤレス人材等育成施策について (情報通信関係部局)

令和4年3月23日

総務省総合通信基盤局電波部

■主なワイヤレス人材等育成施策

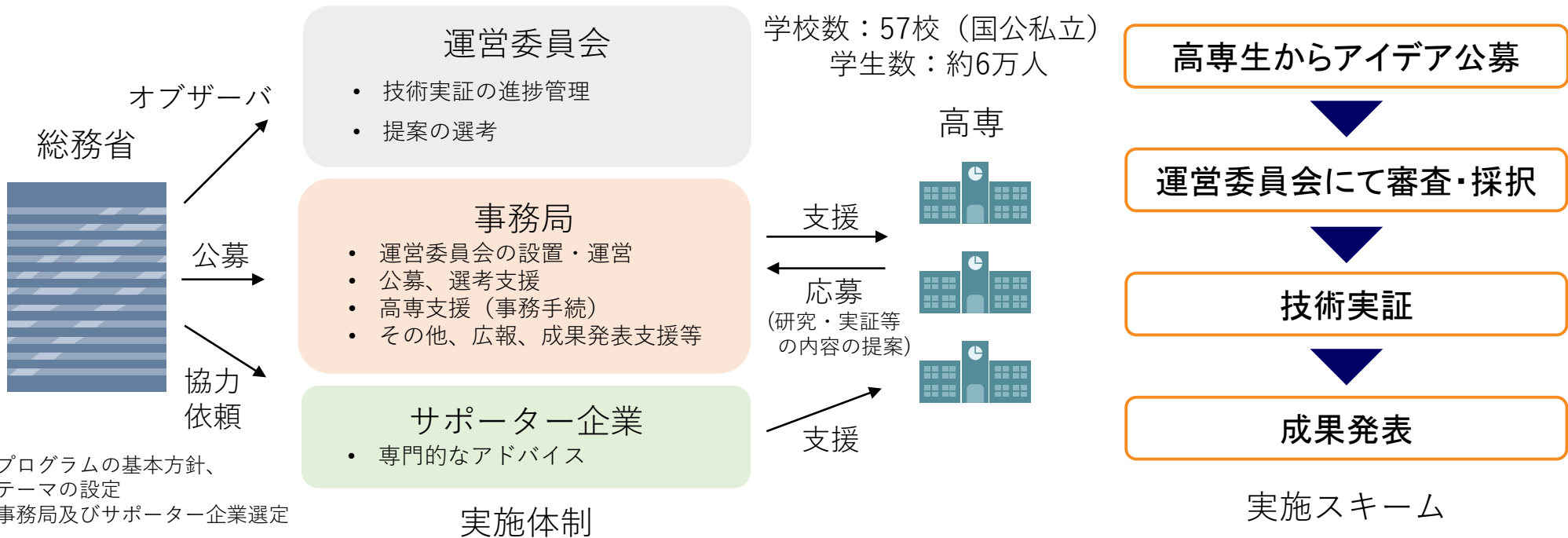
総務省では、ワイヤレス人材等育成のため、若手研究者や青少年を含む広く一般の方などに様々な取組を実施しています。

青少年のワイヤレス人材育成については、多くのアマチュア無線家等の御協力もいただいている「電波教室」等の取組みもあります。青少年の時期に電波に触れる機会を持っていただくことは非常に大切であり、アマチュア無線家等により、将来を担う青少年のフォローやサポートなど草の根での取組みが期待されます。

- 若手向けワイヤレスIoT技術実証
- 電波COE研究開発プログラム
- 電波適正利用推進員制度（電波教室、地域のイベント等での周知啓発活動）
- （参考）地域ICTクラブ

<目的>

地域に密接しつつ、高度な技術を育成している高等専門学校（高専生）の技術力や独創的なアイデアにより、地域課題の解決や新たなサービス創出を図るとともに、技術実証を通じて高専生の技術力の更なる向上を図る



- プログラムの基本方針、テーマの設定
- 事務局及びサポーター企業選定



<https://kosen-iot-contest.jp/>

株式会社サイバー創研 (WiCON2021 運営事務局)

2021年度採択案件一覧

- 新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、審査委員会はオンラインで開催
- 全国25校の高専から35件の応募があり、そのうち12件を採択

高専名	チーム名	案件名
旭川高専	旭川トマト研究会5G部局	次世代トマト収穫支援ゴーグル with 5G
福井高専	サバゲライバー	5G・IoTを利用したサバゲー配信システム「サバゲライブ！」
鈴鹿高専	BANKOYAKI with KOSEN	三重ブランド「四日市萬古焼」から和食文化の魅力を発信 ～土鍋から始まる新たな料理ビジネス創出～
鳥羽商船高専	nakakoga-lab	牡蠣養殖の効率化
米子高専	とっとり梨みまもり隊	カラス追尾・撃退のためのドローン自動制御システム
呉高専	Team SAI (Smart Agriculture Inheritance)	たけのこ自動採掘ロボットと生育データ蓄積による農業継承システム
香川高専（代表） 米子高専 新居浜高専 明石高専	チームKYNA	LPWA(LoRa)モジュール搭載2Uキューブサットによる山間および洋上防災データの収集技術実証
弓削商船高専	離島工学推進隊	ライフジャケット着用をインテリジェントキーとするLPWAによる漁船見守りシステム
佐世保高専	3Diver	ローカル5Gを用いた水中構造物の3次元化と海洋環境情報の見える化
佐世保高専	Iha_lab	海中音景解析による浅海域生物モニタリングシステム
佐世保高専	KIKUTAKE FAMILY	長崎発赤潮発生状況共有サービス
都城高専	Labo.U1	IoTの力で楽しい日本の畜産の未来を提供する～RAKU☆CHIKU

- 電波の有効利用を推進するとともに、電波利用によるイノベーション創出や社会課題解決を図るため、ワイヤレス分野の研究者の育成・輩出が求められている。
- 大学や高専と企業との共同研究により、その若手研究者などによるワイヤレス研究者共同型研究開発を推進するとともに、研究機器や参加機関の研究施設を外部にも開放し、電波利用に関するメンターを配置することで、オープンな実証研究環境を構築し、ワイヤレス分野の研究者のための中核的拠点機能（電波Center of Excellence (COE)）を創出する。



電波適正利用推進員制度

◆電波適正利用推進員制度は、民間のボランティアの方々に地域社会に密着した立場を活かした電波の適正利用に関する周知啓発活動を委嘱することにより、総務省の行う電波監視活動とあいまって、地域社会の草の根から、電波の公平かつ能率的な利用の確保に資することを目的とする。現在、全国各地の約800名の民間ボランティアの方々に活動に参加していただいている。

電波適正利用推進員の主な活動として、電波教室の開催や地域のイベント等を通じて、電波の適正な利用について、地域の方々に周知啓発活動を実施。

◆電波教室の開催

小学生又は中学生・高校生を対象に各地で開催している電波教室は、電波の仕組みや使われ方、ルールについての講義のほか、電波を使った実験や工作等を通じて、電波に対する理解を深めることで、地域における電波の適正利用に関するリテラシー向上に資することを目的としている。



電波教室の実施

※電波教室開催後の受講者へのR2年度アンケート結果では、“電波を使うにはルールがあること”や“電波を正しく使う大切さ”など、電波の適正な利用について90%以上の方が「わかった」と回答。電波適正利用の理解向上に貢献。

◆地域のイベント等での周知啓発活動

地域のアマチュア無線講習会等で時間をいただいて周知啓発活動を実施しているほか、防災訓練などの地域イベントにブースを設置させてもらうなどして周知啓発活動を実施。また、ポスター・リーフレットを地元住民がよく目にする場所に掲出させてもらうなどの取組も実施している。



地域のイベントに参加して周知啓発活動



ポスター・リーフレットを地元住民がよく目にする場所に掲出
(市役所・公民館などに協力依頼)

(参考) 地域ICTクラブ

- 「地域ICTクラブ」は、地域で子供たちが住民とモノづくりやデザイン等をテーマに、プログラミング等ICT活用スキルを学び合う中で、世代を超えて知識・経験を共有する機会を提供するもの
 (参考) プログラミングを通じて、あらゆる分野でコンピューターが機能していることはもとより、現代社会の基盤となるシステムを学ぶ機会とすることを目的とする
- これまで、地域特性を活かしながら、様々なタイプのモデル実証を実施（平成30年度23カ所、令和元年度17カ所）
- 今後、オンラインによる地域の学びの好事例の創出等により、更なる普及促進を図る方向



好事例の共有、全国的な交流等により、更なる普及促進を図る